

大仙市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年11月7日

大仙市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大仙市は、雄物川とその支流である玉川に沿って形成された肥沃な耕地と恵まれた水利条件のもと、稲作を中心とした経営が盛んであることから、農地の集積・集約による生産性効率の向上を図ることが求められる一方、米価の影響に左右されない安定した経営が維持できるような複合型作物の作付拡大も推進していく必要がある。

また中山間地域では、区画が小規模である、基盤整備がされていない、ほ場の条件が良くない等の理由から集積・集約が困難な状況が発生している。

市全体をみると、後継者不足や農業者の高齢化、また農地の未相続等も相まって、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止と解消に努めていく必要がある。一方、農地利用の集積・集約化については、地域の担い手へ農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用しながら進めていくと同時に、新しい担い手と新規参入者の育成にも取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大仙市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	19,900 ha	77.2 ha	0.39 %
3年後の目標 (平成33年3月)	19,935 ha	42.2 ha	0.21 %
目 標 (平成35年3月)	19,977 ha	0 ha	0 %

注1：平成30年3月の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

注2：解消された遊休農地は農地面積に加算する。

注3：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積および割合は「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員は管内8地域の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動は、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて適切かつ速やかに「非農地判断」を行い、「守るべき農地」を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	19,900 ha	12,944 ha	65.0 %
3年後の目標 (平成33年3月)	19,935 ha	14,985 ha	75.2 %
目 標 (平成35年3月)	19,977 ha	15,982 ha	80.0 %

注1：農地面積は1（1）と同じ。

注2：「農林水産業・地域の活力プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等のほ場の条件が良くない等の理由で、受け手が少ないまたは受け手がない地域では、農地中間管理機構による条件不利農地を担う経営体支援事業の活用による経営体の確保や、簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを進める。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成 30 年 3 月)	10 経営体	14.62 ha
3 年後の目標 (平成 33 年 3 月)	10 経営体	15.00 ha
目 標 (平成 35 年 3 月)	10 経営体	15.00 ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

秋田県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④新規就農者研修生への協力について

大仙市は新たに農業を始めたい者を対象に農業研修を行う「新規農業者研修施設」を運営し、将来の担い手づくりを推進している。研修生が就農に向けた農地の確保や情報が必要な場合は、施設や関係機関と連携・協力しながら積極的に支援する。

⑤農業委員会のフォローアップ活動について

研修生だけではなく、就農に向けた農地の確保が必要な場合には、関係機関と連携・協力しながら情報提供に努め新規就農等を促進する。

また農業委員及び推進委員は、地域の受入体制について整備するとともに新規就農者が継続して営農していけるよう後見人等の役割を担う。